

報第1号

教育に関する事務に係る予算（令和5年度5月補正分）に
対する意見について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、岐阜県知事から、令和5年第2回臨時会に提出する教育に関する事務に係る予算について意見を求められ、教育長に対する権限の委任等に関する規則第4条第1項の規定により、令和5年5月8日に別添のとおり専決したので報告し、その承認を求める。

令和5年5月22日提出

岐阜県教育委員会
教育長 堀 貴雄

<地方教育行政の組織及び運営に関する法律>

(教育委員会の意見聴取)

第二十九条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合においては、教育委員会の意見をきかなければならない。

<教育長に対する権限の委任等に関する規則>

第一条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下「法」という。）

第二十五条第一項の規定に基づき、教育委員会は、次に掲げる事項及び岐阜県教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則の規定により知事の補助機関である職員に委任し、又は補助執行させる事務を除き、その権限に属する教育事務を教育長に委任する。

一から九まで (略)

十 法第二十七条及び法第二十九条に規定する意見の申出に関すること。

十一から二十まで (略)

第四条 教育長は、緊急の場合には、第一条第一項各号に規定する事務を専決することができる。

2 教育長は、前項の規定により処理したときは、次回の教育委員会にこれを報告し、その承認を求めなければならない。

教総第139号

令和5年5月8日

岐阜県知事 古田 肇 様

岐阜県教育委員会
教育長 堀 貴雄



教育に関する事務に係る予算（令和5年度5月補正予算）に
対する意見について

令和5年5月2日付け財第62号により意見を求められた教育に関する事務
に係る予算については、異議ありません。

令和5年度 5月補正予算額

(単位：千円)

区 分	令和5年度				前年度5月 補正後との比較
	当 初	現 計	5月補正額	5月補正後額	
一般会計予算額	889,710,000	889,710,000	6,886,180	896,596,180	98.4%
うち教育委員会関係 予 算 額	170,445,771	170,445,771	13,644	170,459,415	98.0%
教育委員会関係 予算額の占める割合	19.2%	19.2%	—	19.0%	—

教育費の性質別内訳

(単位：千円)

区 分	現 計	構 成 比	5月補正額	5月補正後額	構 成 比	
人 件 費	事務局費	2,684,429	1.5%	0	2,684,429	1.6%
	退職手当・恩給年金	7,158,972	8.3%	0	7,158,972	4.2%
	小学校費	57,300,863	32.9%	0	57,300,863	33.6%
	中学校費	32,892,989	18.7%	0	32,892,989	19.3%
	高等学校費	29,903,785	17.2%	0	29,903,785	17.5%
	特別支援教育費	14,110,364	8.2%	0	14,110,364	8.3%
	その他	956,395	0.6%	0	956,395	0.6%
	計	145,007,797	87.4%	0	145,007,797	85.1%
普通 建設 事業費	学校建設費 (特別支援学校含む)	8,438,087	5.3%	0	8,438,087	4.9%
	その他	476,498	0.3%	0	476,498	0.3%
	計	8,914,585	5.6%	0	8,914,585	5.2%
そ の 他	高等学校管理費	2,580,277	1.1%	0	2,580,277	1.5%
	その他	13,943,112	5.9%	13,644	13,956,756	8.2%
	計	16,523,389	7.0%	13,644	16,537,033	9.7%
合 計	170,445,771	100.0%	13,644	170,459,415	100.0%	

令和5年度 5月補正予算の概要

教育委員会

今回の補正予算は13,644千円の増額で、
5月補正後の予算額は、170,459,415千円となる。

[主な補正内容]

物価高騰に伴う教育費の支援 13,644千円

給食費の支援【体育健康課】 888千円

県立学校における学校給食費の物価高騰による増額分を支援する。

新 高校生等奨学給付金の加算【教育財務課】 12,756千円

物価高騰の影響を踏まえ、非課税世帯等の奨学給付金を加算して支給する。